

横浜市中心企業融資制度

「新型コロナウイルス経済変動対応資金(飲食業特別)」を創設します

「まん延防止等重点措置」の適用による営業時間短縮や酒類提供の終日停止等の要請が行われるなど、大変厳しい状況が続いている飲食事業者の皆様の資金繰りを支援するため、横浜市では「新型コロナウイルス経済変動対応資金(飲食業特別)」を令和3年5月24日(月)に創設します。

また、本融資制度で融資を受けた事業者の皆様を対象に、3万円の一時金を交付(予定)することで、皆様の事業継続をお支えます。

1 内容

資金名	新型コロナウイルス経済変動対応資金(飲食業特別)
融資対象者	次のすべてに該当する中小企業者 1 食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けている方 2 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1か月の純売上高又は売上高総利益率が、最近3か年のいずれかの年の同月と比較して、5%以上減少している方 3 すべての店舗において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく都道府県知事の休業要請又は営業時間短縮の要請に対応している方 4 すべての店舗において、感染拡大の防止策を実施している方
融資額	500万円以内
融資期間	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内
据置期間	12か月以内
融資利率	1年以内 年0.9%以内 1年超3年以内 年1.2%以内 3年超5年以内 年1.4%以内 5年超 年1.6%以内
信用保証料率	事業者の負担なし(横浜市が全額助成)
飲食事業者支援一時金	本融資制度で融資を受けた飲食事業者を対象に、3万円の一時金を交付(令和3年度補正予算が議決した場合に実施予定)

2 融資取扱期間

令和3年5月24日(月)～令和3年9月30日(木) (横浜市信用保証協会 受付分)

3 融資申込先

取扱金融機関 26 行(次の URL をご参照ください。)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/moushikomi/ginkou.html>

4 一時金について

一時金の申請受付期間・申込方法等については詳細決定次第、市HP等でお知らせします。

お問合せ先				
(本資金の内容に関すること)	経済局 金融課長	富澤 理子	Tel 045-671-2592	
(一時金に関すること)	経済局 経営・創業支援課長	高柳 友紀	Tel 045-671-2575	
(信用保証制度に関すること)	横浜市信用保証協会 企画情報課長	杉山 文彦	Tel 045-662-6622	

※ 本件は、横浜経済記者クラブへも同時発表しています。